

一般競争入札の公告

(公告期間令和元年6月12日～令和元年7月1日)

1 競争入札に付する事項

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所定期健康診断等実施業務契約 一式
(詳細は入札説明書のとおり)

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条第1項及び第32条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第31条第1項中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、開札時までに平成31年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「B」「C」又は「D」等級に格付されている者であること。(資格審査結果通知書(全省庁統一資格)を提出すること)

(3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

3 入札説明日時及び契約条項を示す場所

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係

令和元年6月12日(水)～令和元年7月1日(月)

9時00分から17時00分まで(土日祝祭日を除く)

4 競争執行の場所及び日時

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

研究管理棟2階 第2会議室

令和元年7月9日(火) 11:00

5 入札保証金及び契約保証金

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第54条第1項及び第59条第1項により免除する。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は、無効とする。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

(1) 詳細については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

(2) 事前提出書類あり。

9 本件についての連絡先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係

電話 046-839-6846

以上、公告する。

令和元年6月12日

契約担当役

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

理事長

穴戸和成



仕 様 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員健康診断業務契約 一式

契約期間 契約締結日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

代金請求 代金の請求書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係へ送付すること。

支 払 い 代金の支払いは、検査完了後、適法な請求書を受領した日から 4 0 日以内に支払うものとする。

受託者の要件

受託者は、以下の事項を遵守すること。

- (1) 業務の実施に当たっては、事前に本研究所と十分協議を行うこと。
- (2) 業務に関連する法令等を遵守すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、職員のプライバシーが守られるように細心の注意を払うとともに、職員に無用な不快感、不安感等を与えることのないよう留意すること。特に、女性を対象とする健診は、できる限り女性スタッフにより実施すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、個人情報の取扱いに関する内部規定やマニュアルの作成等（漏えい等の防止策等）必要な措置を講じていること。
- (5) 個人情報の取扱いに関しては、過去に不適切な取扱いがないこと、また、不適切な取扱いがあった場合には、その後に改善策等がなされたことを受託者において証明すること。

業務内容

1. 健康診断実施場所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（神奈川県横須賀市野比 5－1－1）

（健診を受けていない職員が受託者の直接経営する医療機関に出向いて受診することも可能とすること。）

2. 健康診断実施時期

令和元年 9 月 2 日から 1 0 月 3 1 日の間の 1 日で、本研究所と協議の上、決定すること。受託者の直接経営する医療機関で受診する場合は、契約日から令和 2 年 2 月 2 8 日までとする。

3. 健診内容

本研究所の提出する名簿に基づき以下の（１）～（３）の該当する健診を行うこと。

（１）定期健康診断

項目	受診予定人数(単位:人)
診察、身長・体重測定、BMI	77
腹囲測定(35歳及び40歳以上)	58
視力検査	77
聴力検査(オーディオメーター 1000Hz, 4000Hz)	77
胸部X線直接撮影（正面）	77
尿検査(蛋白・糖・尿潜血)	77
血圧測定	77
心電図検査	77
血液検査(貧血、肝機能、脂質、血糖、HbA1c、尿酸、血清クレアチニン)	77
40歳以上特定健診(メタボ判定)	56
がん検診(希望者のみ実施)	
胃がん検診 ・胃部X線直接撮影(9枚撮り)	29
大腸がん検診 ・便潜血反応(2回法)	39
肺がん検診 ・胸部X線直接撮影（側面） ・喀痰細胞診(自己採取)	38 7

（２）VDT健診

VDT健診(診察、遠距離視力、近距離視力、眼位、握力)	85
-----------------------------	----

（３）ストレスチェック

ストレスチェック(本研究所の実施規程に基づいて実施すること)	88
--------------------------------	----

4. 実施要領

- (1) 健康診断は受託者の責任のもとに行うものとする。
- (2) 本研究所が作成した名簿を基に受診票を作成し、健診実施日の2週間前までに提出すること。
- (3) 健康診断終了後4週間以内に下記①及び②を提出すること。

- ① 健康診断結果(Excel形式及びXML形式(令和元年度末に40歳以上74歳以下の者)CD-R)属性、検査結果(判定含む)、問診結果(全項目及びメタボリックシンドロームの判定結果)等を含めること。

②報告書類

- 1) 健康診断結果報告書(個人用、事業所控え用)
健診結果は経年表記にすること。年齢は当該年度末の年齢とすること。
- 2) 所見別一覧表
- 3) 検査結果報告
- 4) 労働基準監督署提出用結果報告書
- 5) 有所見人数及び医師の指示人数に該当する名簿を添付すること。
- 6) 労災2次健康診断対象者リスト
- 7) ストレスチェック個人評価結果「あなたのストレスプロフィール」
- 8) 職場評価結果「仕事のストレス判定図」
- 9) 医師面談対象者リスト(高ストレス者リスト)
※ 9) 医師面談対象者リストは産業医宛に送付すること

5. 支給・貸与等

健康診断業務に必要な器具、資材等は全て受託者の責任と負担において準備し、健康診断に支障のないようにすること。健康診断に必要な施設、電力については本研究所が無償で供与する。

6. 特記事項

- (1) 予定人数は令和元年5月時点の予定人数であり、人数に増減が生じる場合がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。